

埋蔵文化財発掘届出について

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等をされる場合は、速やかに宍粟市教育委員会に連絡し、その取扱いについて協議願います。

また、工事等をされる場合は、文化財保護法に基づき事前（工事着手の 60 日前）に届出が必要となりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

「埋蔵文化財発掘届出について」の様式（第 6 号様式-2）に、必要事項をご記入のうえ、社会教育文化財課へ **2 部**提出してください（郵送可）。

なお、以下の資料を必ず添付してください。

すでに、発掘調査等が行われた場所であっても、建て替えなどで新たに工事を行う場合は、発掘届出書を提出する必要があります。

埋蔵文化財発掘届出（文化財保護法第 9 3 条第 1 項）の添付資料について

- ☐ 工事予定箇所の位置図（縮尺 2,500～5,000 分の 1 程度）
- ☐ 工事予定箇所の現況平面図（縮尺 250～500 分の 1 程度）
- ☐ 工事計画平面図（縮尺 100～250 分の 1 程度）
- ☐ 工事計画基礎伏図(立面図・断面図)
（縮尺 50～100 分の 1 程度、とくに基礎工事の構造と深度がわかる図面）
- ☐ 現況のカラー写真（二方向以上）
- ☐ 本届出に関する書類等図書の作成、届出等を代理人に委任される場合は、委任状（任意様式・連絡先を記入したもの）

◎連絡先は、下記へお願いします。

〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市教育委員会
社会教育文化財課文化財係

TEL : 0790-63-3117 FAX : 0790-63-1063

E-Mail : bunkazai-kk@city.shiso.lg.jp